

# プロジェクト報告書

団体名 特定非営利活動法人ライフステージサポートステーション・こころ

## ▼報告書の扱い、および記入にあたっての注意点

この報告書(精算報告書以外)は、ホームページなどで公開する予定ですので、広く読まれることを想定してご記入ください。また、編集段階で、表記・表現等を事務局で編集する場合がありますので、あらかじめご了承ください。語尾の表現は「です・ます」調をお願いします。報告書に掲載するため活動の内容がよくわかる写真(2枚程度、写真の肖像権問題がないものの提出をお願いします)を添付して下さい。

## 1. プロジェクト名

成年後見制度の普及啓発のための講演会・相談会の開催事業

## 2. プロジェクトの目的とその背景 300文字まで

※応募申請書に記載のもので可。

高齢者の増加に伴い、ものごとを判断する能力の十分でない方々(いわゆる認知症と言われる方々)も増えていきます。このような方々の権利を守る制度として成年後見制度がありますが、一般にまだ十分に知られているとは言えません。高齢者の親族、一人暮らしの高齢者本人、高齢者夫婦だけで暮らす方々に、ニーズはありますので、この成年後見制度を普及啓発することで、高齢者支援、ひいては社会貢献をすることを目的としました。

## 3. プロジェクトの内容 300文字まで

※当初予定と変更がない場合は、応募申請書に記載のもので可。

八王子市内の各地区にある市民センターや八王子市の中心施設であるクリエイティブホール、日野市の交流センターなどを会場として、成年後見制度に関する相談会(関連する相続、遺言に関する相談も受けた)を、平成25年5月から平成26年3月まで、毎月実施しました。相談時間は、毎回午後1時30分から午後4時30分まで。相談員は、主として行政書士、社会福祉士があたりました。広報の手段としては、新聞折込みチラシ、タウン誌ショッパー(八王子・日野版)のパブリシティ記事、“広報はちおうじ”の「ひろば」欄や、“広報ひの”の「みんなのメモ帳」欄への掲載などを行いました。

## 4. プロジェクト実施にあたっての工夫点とその効果 300文字まで

広報のためのチラシに成年後見制度と書いても何のことかわからない人も多いと思いましたので、遺言、相続に関しても相談事項に入れました。毎回このチラシを作って、タウン誌ショッパーに記事掲載依頼したところ、思っていたよりも多く取り上げてもらえました。これにより、新聞折込みチラシしか広報の手段がないと思っていましたが、新たな広報手段ができ、新聞折込みチラシの回数を減らしたにも拘らず、当初予定の6回開催を上回り、毎月開催の11回、開催することができました。また、当初予算に挙げた経費を、ボランティアで行ってもらったおかげで、予算を縮小したにも拘らず、開催回数だけは当初予定を上回ることができました。

## 5. 全体的所感、終了しての感想など 300文字まで

本助成金が3分の1に減額されたため、事業全体を縮小せざるを得ないかと、考えていましたが、結果的に相談会開催回数は当初予定を大幅に上回りました。ただ、当初講演会を予定していましたが、相談会だけの開催となりました。理由は予算の縮小だけでなく、25年4月に当NPO独自で、講演会のあとに相談会を行う事業をしてみたところ、講演会には人は来ず相談会にのみ来られました。この経験で、こうしたテーマでは、よほど有名講師でもないかぎり、個別相談が望まれていることを学び、相談会のみを開催することとしました。相談会開催回数を増やすことができたのは、パブリシティという費用のかからない新たな広報手段があったことと、NPOの社会貢献事業ということで、ボランティアでの活動を納得してもらったおかげもあります。

## 6. 参考資料

支援対象プロジェクトで作成したチラシ、パンフレットやマスコミで紹介された記事等は現物またはコピー、活動風景の写真を参考資料として提供してください。

参考資料あり・特になし

# NPO法人の高齢者福祉事業

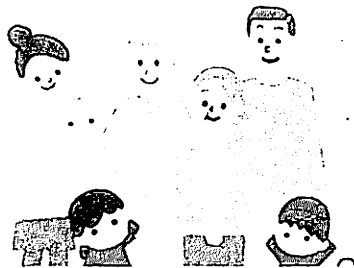
ひとり暮らしのあなたを支えてくれるのは誰ですか？  
あなたの財産を誰にどのように相続させたいですか？

## 成年後見と相続と遺言についての 無料相談会のご案内

法定相続と  
遺言相続の違い  
はどこ？

自分の思い通りに財産を  
相続させるには、どんな遺  
言書をつくれればいい？

最近、高齢者の保護  
や権利を守る法律  
の制度ができたと  
いうことだが、  
どんな内容なの？



- \* 配偶者や親が亡くなったが、遺産分割や不動産の相続の仕方が分からない
  - \* 法律的に有効な、また、争いのない遺言書を書いておくための注意点は？
  - \* 親族のどなたかに、近頃、認知症の症状がみられるが、どんな対策が必要か？
  - \* 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などの見守り・後見制度の利用の仕方は？
- このようなことでお困りの方・疑問をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

日時	平成25年12月2日(月) 午後1時30分～午後4時30分
場所	八王子市クリエイトホール 11階 第6学習室(八王子市東町5-6 ☎:648-2231)
参加費	無料
定員	個別相談9名 ※個別相談でご希望の時間がある場合は、下記の電話でご予約受け付けます。
相談員	3名

この無料相談会は、法律上守秘義務のある専門家による非営利のNPO事業として開催するものです

当NPOは、一般市民・社会福祉士・弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・キャリアカウンセラーなどからなる団体です

主催：NPO法人ライフステージサポートステーション・こころ

事務局：〒193-0943 八王子市寺田町432-65-201

予約・問合せ 電話 042-666-2484 携帯 090-1843-7427

※この事業の経費の一部はShinjoプロジェクトの市民活動公募助成による助成金を充てています。

## NPOの地域社会貢献事業

遺言書  
の書き方

### 成年後見制度

どんな制度？親族が後見人になる場合・第三者がなる場合の違いは？  
法定後見と任意後見の違いは？

遺産相続  
手続の仕方

に関する

# 無料相談会

※身近な方に近頃、認知症の症状がみられるが、成年後見を申立てるにはどうすれば？  
※ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯等の見守り・支援の法制度の利用の仕方は？  
※法律的に有効な、また争いのない、遺言書を書いておくための注意点は？  
※配偶者や親が亡くなったが、預金や不動産の相続の手続きの仕方が分からない。  
※平成27年1月1日から相続税が増税になりますが、どう対処すれば？  
このようなことで、お困りの方・疑問をお持ちの方は、お気軽にご相談にいらしてください。

日時	平成26年3月28日(金) 午後1時30分～午後4時30分
場所	八王子市 横山南市民センター 1階第2会議室(梶田町 137-3 Tel: 666-0031)
定員	10名 ※特にご希望の時間がある場合は、下記の電話でご予約受け付けます。
相談員	2名 主に行政書士を予定していますが、ご予約内容によっては弁護士、社会福祉士なども配置します

この無料法律相談は、法律上守秘義務のある専門家による非営利のNPO社会貢献事業として開催するものです。

主催：NPO法人ライフステージサポートステーション・こころ

当NPOは、社会福祉士や介護福祉士、福祉マインドをもつ一般の市民・街の法律家などが集まる団体で、どなたでもいつでも会員になることができます。

事務局 / 〒193-0943 八王子市寺田町432-65-201

予約・問い合わせ



042-666-2484



090-1843-7427

